

# CREST ガイド (研究者向けハンドブック)

2025 年 4 月 国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部



# はじめに

本ガイドは、CREST 研究を進める方々等を対象として、研究計画、研究費執行、成果の発表、研究評価等の研究推進上のポイントを解説したものです。

CREST 研究費は、国民の貴重な税金でまかなわれています。よって、JST が定めるルール及び各所属機関が定めるルールを遵守し、研究費の公正かつ効率的な使用に努めてください。

### CREST 用語解説

	T
戦略目標	国の科学技術政策や社会的・経済的ニーズ等を踏まえ、国(文部科学省)が設定する目標
研究領域	戦略目標のもとに JST が定める、推進すべき研究領域
研究総括	ネットワーク型研究所となる研究領域の長として、採択課題の決定、研究計画の調整、研究への助言、研究課題評価、その他必要な手段を通して研究領域の研究マネジメントを担当
領域アドバイザー	研究領域における研究推進のための助言者、研究課題の評価にも協力
研究課題	公募に対して提案・採択された研究テーマ名 (「研究題目」との違いにご注意ください)
研究題目	研究課題のもとに委託研究契約単位に設定される研究内容の名称
研究チーム	研究課題の遂行のために 1~複数の共同研究グループから編成される機関横断的・時限的な研究組織(研究課題と一対一に対応)
研究代表者	研究チームを代表し、当該研究課題等全体の研究推進に責任を負う研究者 (e-Rad への情報登録必須)(JST は研究代表者が所属する大学等、企業等の研究機関と委託研究契約を締結する)
主たる共同研究者	共同研究グループを代表する研究者。共同研究グループの責任者として、研究代表者の研究構想実現に必要な研究を推進する。(e-Rad への情報登録必須)(JSTは主たる共同研究者が所属する大学等、企業等の研究機関と委託研究契約を締結する)
研究担当者	研究代表者及び主たる共同研究者(委託研究を中心的に行う者として委託研究契約書に記載される者)
研究参加者	研究担当者及び CREST 研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等(研究計画書記載の者)
研究計画書	研究チーム単位で作成され、研究総括の承認を得た研究課題の研究計画(全研究期間についての全体計画と年度ごとの年次計画)



# 目次

### はじめに

I. 全体概要	
1. CREST とは	4
Ⅱ. 研究計画・研究費執行について	
2. 研究体制は?	8
3. 研究費の決定は?	13
4. 研究費は何に使えるのか	
5. 研究機器の共用や合算購入は?	
6. 費目間流用は?	
7. 次年度への繰越は?	
8. 移籍·異動が発生したら? 9. 公正で誠実な研究の推進に向けて	
□. 研究成果について	20
10. 論文発表、口頭発表は?	24
10. 端ス元衣、ロ頭元衣は:	
12. 論文オープンアクセス・データマネジメント	
13. 知的財産は?	
14. 研究進捗の報告は?	
Ⅳ. 評価について	
15. 研究の評価は?	29
Ⅴ. 追加支援	
16. 目的に合わせた追加支援等	30
VI. 研究終了にむけて	
17. 研究終了に向けて	31
Ⅷ. 留意点	
18. その他、研究推進上の留意点	32
Ⅷ. JST ファンディング等	
19. JST ファンディング等の活用について	34

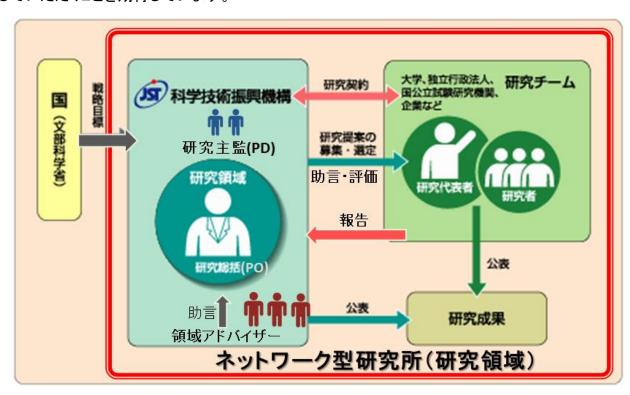


### ~事業の趣旨~

戦略的創造研究推進事業は、我が国が直面する重要な課題の克服に向けて、挑戦的な基礎研究を 推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションを生み出す、新たな科学知識に基づく創造 的な革新的技術のシーズ(新技術シーズ)を創出することを目的としています。

CREST は、これらの課題の克服に向けて、独創的で国際的に高い水準の目的基礎研究を推進し、社会・経済の変革をもたらす科学技術イノベーションに大きく寄与する、新たな科学知識に基づく創造的で卓越した新技術シーズを創出することを目的とするネットワーク型研究(チーム型)です。

研究総括等のもとで、卓越した基礎科学からトップイノベーションの源を生み出す革新的な研究に、なお一層果敢にチャレンジしていただくとともに、この研究の機会をきっかけとして新たな活躍の幅を広げ、飛躍していただくことを期待しています。



- ・ 研究総括(プログラムオフィサー; PO)は、産・学・官の各研究機関に所在する研究チームを総括し「ネットワーク型研究所(研究領域)」の研究所長として研究領域を運営します。
- ・ 研究総括は、その研究所長の役割を果たす責任者として、領域アドバイザー等の協力を得ながら以下の手段を通じて研究領域を運営します。
  - ・研究領域の運営方針の策定
  - ・研究課題の選考
  - ・ 研究計画(研究費、研究チーム編成を含む)の調整・承認
  - ・各研究代表者が研究の進捗状況を発表・議論する「領域会議」の開催、研究実施場所の訪問 やその他の機会を通じた、研究代表者との意見交換、研究への助言・指導
  - ・研究課題の評価
  - ・その他、研究活動の様々な支援等研究領域運営に必要な手段
- ・ 事業全体の運営方針や制度改革の検討・立案は、研究主監(プログラムディレクター; PD)が行います。

### ~研究代表者と主たる共同研究者の責務と役割~

#### ■研究代表者と主たる共同研究者の責務と役割

- ・研究代表者は、研究計画の立案と研究費の管理を含む計画の実施・進捗管理をはじめ、研究チーム全体に責任を負っていただくとともに、JST(研究総括を含む)に対する報告や、研究評価への対応をしていただきます。
- ・研究チーム内の連絡や取りまとめは、研究代表者が責任を持って対応していただきます。
- ・主たる共同研究者は、自身の研究グループの研究費の管理(支出計画とその執行等)を、適切に行っていただきます。
- ・研究代表者と主たる共同研究者は、JST の研究費が国民の貴重な税金でまかなわれていることを 十分に認識し、自己の研究チームないし研究グループ全体に関して、公正かつ効率的に研究費を 執行し研究を実施する責務があります。
- ・研究代表者、主たる共同研究者をはじめとする研究参加者は、研究活動における不正行為(捏造、 改ざん及び盗用)及び研究費の不正使用及び不正受給を未然に防止するために、JST が指定する 研究倫理教材(オンライン教材)を受講・修了していただきます。研究代表者と主たる共同研究者は、 参画する研究員等に当該教材の受講について周知徹底していただきます。
- ・研究代表者は、引き続き、研究総括及び領域アドバイザーと公募時に定めた利害関係の要件に抵 触しないことが求められます。
- ・研究活動における不正行為(捏造、改ざん及び盗用)や研究費の不正使用及び不正受給を行わないとともに、研究を推進するにあたって関係する法令や国のガイドライン等の内容を遵守していただきます。
- ・研究参加者の研究環境や勤務環境・条件に配慮してください。
- ・若手研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組んでください。
- ・知的財産権の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行ってください。
- ・JST と研究機関間の委託研究契約及び委託研究契約にて規定される JST の諸規程に従ってください。
- ・上記他、本紙 32~33 ページの「その他、研究推進上の留意点」をご確認いただき、該当があれば適切に対応してください。

#### ■JST による事業運営への対応

- ・戦略的創造研究推進事業の事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。
- ・JST が開催する各種シンポジウム・イベント等に協力していただきます。
- ・研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。



# ~スケジュール~

### ■通常の場合

		研究者	研究機関事務局
	採択内定~	全体研究計画書、 年次研究計画書の作成	
採	研究開始	<b>&lt;採択課題 研究開始&gt;</b> 採択年	F度研究契 <del>約締結</del>
択 年 度	12月 ~1月頃	翌年度研究計画書の作成	
	2月~3月頃	翌年度研究契約	]締結手続き
	3月~5月末	採択年度年次報告書の作成	採択年度決算書類の作成 採択年度委託研究費の精算
<del></del> 꽢			
五 年 度	12月 ~1月頃	翌々年度研究計画書の作成	
	2月~3月頃	翌々年度研究契約	り締結手続き
	3月~5月末	翌年度年次報告書の作成	翌年度決算書類の作成 翌年度委託研究費の精算
	┆   翌年度~句	f究終了年度については、基本的に	翌年度と同じスケジュール
 3年	度経過後(通常)	中間評価 研究代表者に 中間評価会の	こよる中間報告書の作成 D実施
 終了	了年度(6年度目)	研究代表者( 事後評価 事後評価会の	こよる終了報告書の作成 D実施
研究終了後 一定期間を経た後		追跡評価追跡評価の乳	<b>美施</b>



## ~CREST の運営体制~

JST では、以下の体制で CREST を運営しています。

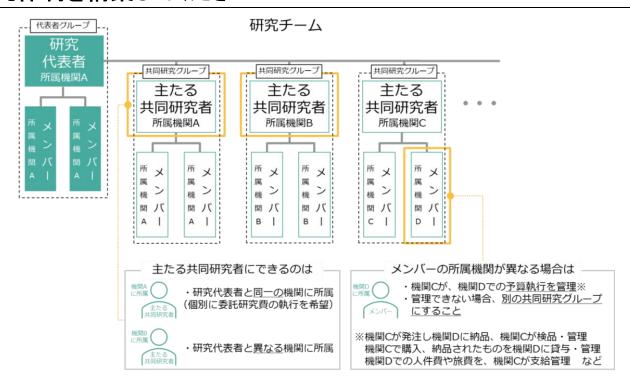
各種手続きや問い合わせ等について、研究領域ごとに設ける担当職員と密接に相談を行い、 CREST 研究の円滑な推進に努めてください。

戦略研究推進部	
(グリーンイノベーショングループ/ライフイ	契約部研究契約室
ノベーショングループ/ICT グループ)	关系
領域担当	
研究推進に係ること	委託契約事務に係ること
(例)	(例)
・研究課題の募集、選考・評価事務	•委託研究契約締結
・領域会議の企画・運営	・委託経理処理問い合わせ窓口
・研究計画の調整(実施予算調整)	•精算窓口
・研究進捗状況の把握	
・研究成果のとりまとめ	
・展開方策のとりまとめ	
・特許出願の支援	
・広報・アウトリーチ活動等の支援	
・成果報告活動等の支援	
・研究課題及び研究領域の評価	
・研究領域ごとの予算執行管理	



## ~研究チーム編成のポイント~

# 研究代表者を中心とし、研究代表者が研究チーム全体の責任を負う研究体制を構築してください



- 研究代表者の研究構想を実現するために必要十分で最適な研究グループ数による研究チームを編成してください。
- ・研究グループ構成は、「研究担当者(※)と同一の研究期間に所属する研究者のみによる構成」あるいは「その他の研究機関に所属する研究者等を加えた構成」のどちらでも構いません。ただし、研究グループ内に研究担当者とは異なる研究機関に所属するメンバーが含まれる場合には、研究担当者の所属機関が当該他機関の予算執行を管理する必要があります。
  - ※研究担当者:研究代表者及び主たる共同研究者
- ・ 研究参加者として、研究員や研究補助者等を研究チームに参加させることができます(研究費の範囲内で雇用することも可能)。
- ・ 研究総括承認の上、研究の進捗に応じて、チーム編成の変更は可能です(研究代表者の交代は不可)。

### ~民間企業、海外研究機関の参加が可能~

#### ■民間企業の参加について

- ・ 研究代表者、主たる共同研究者をはじめとする研究参加者として CREST 研究に参加ができます。
- ・企業が研究グループとしてチームに参加する必要がある場合には、事前に JST にご相談ください。
- ・ 研究開発要素を含む外注(再委託)は認められませんので、当該企業を主たる共同研究グループとして配置 してください。

(注意)100%子会社等または自社から調達を行う場合、利益排除が必要なケースがあります。以下の URL に掲載の「委託研究事務処理説明書(以降「事務処理説明書」と記載)」をご確認いただき、適切な処理をお願いします。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

#### ■海外研究機関の参加について

CREST では、原則、海外の研究機関に所属する研究者に JST からの研究費の提供はできません。すなわち、海外の研究機関に所属する研究者を主たる共同研究者にすることは原則できません。例外的に、以下の要件を満たす場合には、当該研究グループに JST から研究費を提供します。なお、研究代表者自らは、国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を取ることが必須です。

- ・ 以下の観点で研究総括の承認が得られていること
  - 研究代表者の研究構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ研究実施が困難であること

【例】必要な設備が日本になく、海外の機関にのみ設置されている。

海外でのみ実施可能なフィールド調査が必要である。

研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。等

- 研究代表者が海外研究機関の研究進捗状況・成果を確実に把握できること
- ・ 原則として JST が提示する「共同研究契約書」雛形を用いて研究契約を締結できること ※特に留意すべき要件は以下のとおりです。
  - 海外の研究機関とは、「共同研究契約」を締結します。知的財産権は、申請、維持等に必要な費用を均等に負担することを条件に、JSTとの均等共有になります。(当条件に合意できない場合には、JSTに帰属することになります。)
  - 研究契約及び JST の経費執行指針に基づき適切な経費執行が可能であり、研究費の経費明細(収支 簿相当)を英文で作成の上、JST に提出できること
  - 間接経費の支払いが、直接経費(研究費)の30%を超えないこと
  - ※研究内容の特性等を勘案し、合理的な理由であると認められる事項については、契約条文を調整できる場合もありますが、調整期間は JST が交渉を開始してから原則 3ヶ月までとさせていただきます。また、研究者ご本人が海外研究機関の契約担当者への説明等を行う必要が発生する場合があることも予めご了承ください。

詳しくは、以下の URL に掲載の「海外機関用の研究契約書雛形」をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/boshuu/teian/en/koubo/agreement\_crest.pdf

# ■研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化に関する取組みを実施願います

CREST 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、委託研究契約に反しない範囲で CREST 参画機関及び連携する第三者機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。



### ~研究参加者の登録、学生の取扱い等~

#### ■研究参加者の登録

- ・CREST 研究に参加するメンバー(研究参加者)は、研究計画書に登録してください。研究期間中に研究参加者情報に変更が生じる場合は、登録内容を修正し、常に最新の情報となるようにしてください。
- ・研究参加者として登録する対象は、研究代表者及び主たる共同研究者の他、実質的に当該 CREST 研究に関与する研究員、研究補助員、博士課程(後期)の学生等です。登録する研究参加 者数は研究の実施に必要十分な規模としてください。CREST 研究の成果に係る論文の著者や発明 者となる可能性がある方は、登録が必要です。
- ・原則として、旅費及び人件費の支出対象となるのは、研究計画書に登録された研究参加者のみです。研究参加者の登録にあたっては、所属機関、役職、参加期間を明記し、旅費・人件費の執行にかかる諸条件は研究機関の規定に準拠してください。
- ・一時的(3ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合、及び一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができます。ただし、当該研究者が CREST 研究の成果に係る論文の著者や発明者となる可能性がある場合は、参加期間が一時的であっても研究計画書への登録が必要となります。
- ・他機関に所属する研究者や雇用関係のない学生を CREST 研究に参加させる場合は、委託研究契約等で規定される事項(知的財産権、各種報告・申請義務、守秘義務等)が遵守されるよう適切にご対応いただくことが前提です。

#### ■学生の登録要件

- ・ 原則として、博士課程(後期)在籍の学生であり、かつ基礎的な素養があり、実際の研究に重要な役割を担うこと。
- ・上記または、当人が大学の通常のカリキュラムや学位研究の枠を越えた特別の任務を、学業に支障のない 範囲で提供すること(動物飼育、プログラミング、計測、データ解析等 ※)。
  - ▶ 卒業・修了年度にあたる学生については、研究倫理教材を履修する時間的余裕を考慮し、可能な限り第 3 四半期までに登録してください。
- (※)修士課程や学部生は、教育目的の参加や学業との切り分けが不明瞭である場合を除き、上記の条件に合致する場合、研究総括の承認のもと例外的に研究参加可能です。

#### ■若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会)において、「ポストドクター等の任期については、3年未満の者も多く存在するところであるが、あまりに短期間の任期については、キャリア形成の阻害要因となり得ることから、一定期間腰を据えて研究活動に集中できるような任期の確保が求められる。」「1,2か所程度でポストドクターを経験した後、30代半ばまでの3年から7年程度で次のステップへと進んでいくことが望ましいことに鑑みれば、各ポストについては3年から5年程度の任期の確保が望まれる。」とされています。これらを踏まえ、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、部局等の人事担当や経理担当等にも確認の上、研究期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間の任期とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。



### ~博士課程学生の処遇改善~

#### ■博士課程学生の処遇の改善について

第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、 社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実 すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍 学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、 「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適 切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経 費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研発開発法人に おける RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。さらに、「ポスト ドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」(令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会) においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、 研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であ り、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じ た給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競 争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、 RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされてい ます。

これらを踏まえ、CREST 研究では、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理のもと、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

#### (留意点)

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員(DC)並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から 2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は 水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生をRA等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。



~CREST 研究費で雇用された若手研究者の自発的な研究活動について~

### ■プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等の実施

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)の決定を受け、プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等を可能とする制度改善を行いました。

#### (参考)

・競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等 に関する実施方針

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishin.pdf

- ・プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡) https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf
- ・「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」に関する戦略的創造研究推進事業(CREST、さきがけ、ACT-X)の対応について

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa houshin.pdf

#### ■対象者

以下のすべてを満たす者が対象です。

- ※ 上記申し合わせのとおり、「プロジェクトの推進に資する若手研究者の自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動」を「自発的な研究活動等」とします。
  - ① 委託研究契約書において「大学等」と認められた研究機関において、CREST 研究の実施のために雇用される者
  - ② 40 歳未満の者\*
    - \*活動等を開始する年度の4月1日時点で40歳未満の者を対象とします。 ただし、複数年事業への採択などにより1つの活動等が年度をまたがる場合、活動等の実施期間中に 40歳になる場合であっても、「自発的な研究活動等の実施期間」、または、「雇用されているプロジェクト の実施期間」のうち、先に終了する方の期間中は、本制度の利用を可能とします。
  - ③ 研究活動を行うことを職務に含む者

### ■実施条件

実施にあたっては次のすべての条件を満たすこととします。

- ① 若手研究者本人が自発的な研究活動等の実施を希望すること
- ② 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動等であると判断し、所属研究機関が認めること
- ③ 研究代表者等が当該プロジェクトの推進に支障がない範囲であると判断し、所属研究機関が認めること(当該プロジェクトに従事するエフォートの 20%を上限とする)

#### ■実施方法

研究機関で必要な手続きを行っていただき、JST に報告していただきます。研究機関の実情等に応じて、各研究機関においてあらかじめ規程等を定めた上で実施することとしています。詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/senjukanwa\_houshin.pdf



# 3. 研究費の決定は?

### ~研究計画書と委託研究契約~

- ・ 研究費は研究計画書をもとに、研究総括が決定します
- · JST は研究担当者(研究代表者または主たる共同研究者)の所属する 研究機関と委託研究契約を締結し、研究費を支払います
- ・ 研究費は、CREST 研究の目的・趣旨への適合性に十分留意の上、原則 として、各研究機関の規程に従って適切に支出・管理してください
- \* 研究計画書作成にあたっては、様式内や研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)の説明等を十分ご確認ください。
- \* 研究代表者が研究総括と利害関係を有する場合には、JST の利益相反マネジメントガイドラインに 基づく措置を講じます(全体計画や計画変更等における複数の領域アドバイザーによる確認)。

#### ■ 全体計画

- ・研究代表者が主たる共同研究者と相談の上、採択時に作成します。
- ・ 全研究期間の研究構想、研究内容・体制、予算計画等をまとめます。
- ・ 研究総括の承認により、全研究期間を通じた予算総額(目安)が決定されます。
- ・全体計画の内容および予算は、必要に応じて毎年度見直しを行います。

#### ■ 年度計画

- ・研究代表者が主たる共同研究者と相談の上、毎年度作成します。
- ・2 年度目からは、前年度までの研究進捗状況、研究成果等を反映し、当該年度に実施する研究 計画に関する、研究内容、研究体制、予算計画等を記載します。
- 研究総括の承認により当該年度の予算が決定されます。
- ※研究代表者及び主たる共同研究者は、自ら率いるグループの研究計画を所属機関の契約・経理担当部署に伝達してください。個人情報・未公開情報等が含まれるため、研究計画書の管理には十分ご注意ください。

#### ■ 委託研究契約書

- ・ JST と各研究機関が締結する委託研究契約書(※)には、当該年度の委託研究費と予算費目の 内訳が記載されます。
- ・2 年度目以降の研究費は、当該年度の研究計画に基づいて決定され、期初に変更契約を締結します。
- ・JSTは、契約書に記載の当該年度研究費額を、委託研究費として各研究機関に支出します。

#### ※契約書ひな形等

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html



# 3. 研究費の決定は?

### ~研究計画書作成上の留意点と計画変更~

### 作成時点で可能な限り精度の高い額を計上してください

- ・ CREST は国費を原資とする研究であることから、合目的性に十分留意したうえで、適切な研究計画 の策定をお願いします。また、効率性・経済性にも十分留意してください。
- ・物品費については、既存設備の状況を勘案し、必要性・妥当性を十分に検討した上で、必要不可欠なもののみを計上してください。
- ・ 高額な調達を行う場合は、参考見積を入手するなどして市場価格の把握を行った上で、計画と実際 の執行に大幅な金額の変動が生じないよう十分ご留意ください。
- ・国立大学法人や独法等の政府関係機関は国際競争入札の適用を受けることになりますので、高額物品等の調達(1,800万円以上)を行う場合には、納期等を勘案の上、計上してください。
- ・ 人件費は後年度にわたり多額の負担になりますので、研究参加開始時期にも留意の上、慎重に計 上してください。

### 年度途中での研究計画の変更が可能です

- ・研究内容に変更が生じる場合は領域担当にご相談ください。
- ・ 研究進捗状況・経費執行状況等を踏まえ、研究総括の判断により年度途中に研究費を増額(または減額)する場合があります。
- ・一定の要件のもとで、JST の確認を必要とせず、柔軟に費目間流用することができます。(詳しくは本紙 19 ページをご参照ください。)
- ・研究計画の大幅な変更(重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など) を伴う場合は、流用額の多寡、流用の有無にかかわらず、事前に JST の確認が必要です。
- ・費目間流用制限の範囲内であっても、当初計画になく期中に計画を見直して、大学等に所属する研究代表者の人件費(16 ページ参照)やバイアウト経費(17 ページ参照)を計上する場合には、事前に JST の確認が必要です。

# JST は研究課題の進捗状況に応じ、研究費が柔軟に執行できるよう努めています

- ・ 研究進捗状況に応じて、予算に過不足が生じ、前倒し・後ろ倒し等が必要な場合は、領域担当にご相談ください。
- ・ JST は、適宜、各研究課題の進捗状況・予算執行状況を確認しますので、ご協力をお願いします。
- ・JST では事業全体で予算を調整しています。年度内に使用見込みのない予算は、予算が必要な他の研究領域や他の研究課題に充当し、事業全体で有効活用しています。



# 4. 研究費は何に使えるのか

### ~直接経費(研究費)と間接経費~

### 研究実施のために直接的に必要な様々な経費に支出できます

#### ■費目と主な使途の例

費目 主な使途の例		主な使途の例
	物品費※1	研究用設備・備品・試作品、ソフトウェア(既製品)、書籍購入費、研究用試薬・材料・消耗品の購入費用
	旅費	研究担当者及び研究計画書記載の研究参加者等に係る旅費、招 へい者に係る旅費
直接経	人件費·謝金	研究計画書記載の研究員等(研究担当者を除く <sup>※2</sup> )の人件費、人材 派遣、講演依頼謝金等の経費
費	その他	上記の他、CREST 研究を実施するための経費例)研究成果発表費用(論文投稿料、論文別刷費用、HP 作成費用等)、会議費、運搬費、施設(研究実施場所)の借上経費、機器リース費用、機器修理費用、印刷費、外注費(ソフトウェア外注製作費、検査業務費等)、ソフトウェアライセンス使用料、研究以外の業務の代行に係る経費 <sup>※3</sup> 、不課税取引等に係る消費税相当額等
間接経費		直接経費に対して一定比率で手当され、CREST 研究の実施に伴う 研究機関の管理等に必要な経費

さらに詳細な委託研究契約書上の費目と主な使途の例は、以下の URL に掲載の「委託研究事務処理説明書」(以降「事務処理説明書」と記載)、並びに FAQ をご確認ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

- ※1: 設備備品を購入する際には、所属する研究組織において利用可能な設備・機器(共通設備・機器等)と重複がないことを、予め確認してください。
- ※2: 一定の要件のもと、大学等に所属する研究代表者の人件費を支出することができます(16ページ参照)。
- ※3: 一定の要件のもと、大学等に所属する研究代表者を対象に支出することができます(17 ページ参照)。

#### ■直接経費の対象とならないもの

- ・ CREST 研究の目的及び趣旨に合致しないもの
- ・ 研究担当者(研究代表者\*・主たる共同研究者)の人件費
- ・ 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者の人件費
- ・ 研究開発要素のある再委託(外注)費
- ・間接経費としての使用が適当と考えられるもの(通常の企業会計における一般管理費に該当する もの(管理部門人件費等)は間接経費に含まれます)
- ・「特許関連経費」(出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等)、「学会年会費」や 「資格取得に係る費用」等で研究機関や研究参加者の権利となるもの、「敷金・保証金」等で予め戻 入となることが予定されているもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの ※一定の要件のもと、大学等に所属する研究代表者の人件費を支出することができます(16 ページ参照)。



# 4. 研究費は何に使えるのか

### ~直接経費支出にあたっての留意点~(旅費、人件費・謝金)

#### ■旅費

#### <支出対象事由は以下のとおり>

- ・研究成果の発表
- ・ JST が主催する当該研究領域の会議、シンポジウム
- ・研究チーム内のミーティング
- ・直接経費により雇用される者の赴任旅費
- ・外部専門家等の招へい
- ・フィールドワーク(観測、試料採取、現地調査等)
- ・その他委託研究遂行上、必要な事由が発生した場合

#### <支出対象者は以下のとおり>

- ・ 研究担当者(研究代表者、主たる共同研究者)
- ・原則として研究計画書に記載の研究参加者
- ・外部専門家等の招へい対象者
- ※学生について、成果発表のない学会への参加など教育目的のみでの旅費支出は認められません。 研究機関の規定とも照らし適切にご判断ください。
- ※一時的(3 ヶ月未満)な参加者に対して旅費を支払う場合については、研究計画書への登録を省略 することができます(詳しくは本紙 10 ページをご参照ください)。

#### ■人件費・謝金

- ・支出の対象は、CREST 研究を遂行するために直接必要な研究員、技術員、研究補助員等で、原則 として研究計画書に研究参加者としての登録がある者です。
- ・外部専門家等への謝金も対象になります。
- ・以下の人件費は、直接経費より支出することができません。
  - ✓ 研究担当者(研究代表者\*・主たる共同研究者)
    - \*一定の要件のもと、大学等に所属する研究代表者の人件費を支出することができます。本ページ下部の「直接経費からの研究代表者の人件費の支出について」をご参照ください。
  - ✓ 運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者
  - ✓ CREST 委託研究契約に係る経理·契約事務従事者
- ※一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができます(詳しくは本紙 10ページをご参照ください)。

#### <直接経費からの研究代表者の人件費の支出について>

- ・研究担当者の人件費は、原則、直接経費から支出することはできませんが、研究代表者が希望する場合、一定の要件のもとで CREST 研究活動に従事するエフォートに応じた研究代表者の人件費の支出が可能です。
- ※大学等に所属する研究代表者のみが対象です。主たる共同研究者等は対象となりません。 詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/pi\_houshin.pdf



# 4. 研究費は何に使えるのか

### ~直接経費支出にあたっての留意点(その他)~

#### ■その他

#### <会議費について>

- ・会場借料、飲食費用(アルコール類を除く)等へ支出できます。
- ・飲食費支出対象となる会議は、以下の①②をいずれも満たすものです。
  - ① CREST 研究に直接的に関係する会議(ワークショップ、シンポジウムを含む)を主催する場合であること。
  - ② 外部の研究者が参加する会合であること。

#### <再委託について>

- ・研究開発要素を含む業務を第三者に再委託することはできません。
- ※ソフトウェア等について外部に製作を発注する特注品の場合は、「その他」に計上してください(既製品は、「物品費」に計上してください)。

#### < CREST 研究以外の業務の代行に係る経費の支出について>

- ・CREST 研究に専念できる時間を拡充するため、研究代表者が希望する場合、一定の要件のもとで 研究代表者が所属研究機関において担っている業務のうち、CREST 研究以外の業務の代行に係 る経費(バイアウト経費)の支出が可能です。
- ※ 大学等に所属する研究代表者のみが対象です。主たる共同研究者等は対象となりません。

詳細は以下の URL をご覧ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/buyout houshin.pdf

研究費執行にあたっての留意点等詳細は、事務処理説明書をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html



# 5. 研究機器の共用や合算購入は?

### 一定の要件のもとで研究機器の共用使用、合算購入が可能です

#### ■研究機器の共用使用

- ・CREST 研究の実施に支障のない範囲内で、所属組織等における研究設備・機器の共用の仕組みの活用を積極的に検討してください。
- ・破損した場合の修繕費や光熱水費等使用に関する経費負担について明らかにしておくなど適切に 対応する必要があります。
- ※上記は合算購入する研究機器にも適用されます。
- ※ 企業等に区分される機関は、公的研究開発事業に限り共用使用が可能ですが、事前に JST へ申請する必要があります。
- ※制度の背景詳細は、本紙32ページをご参照ください。

#### ■研究機器の合算購入

- ・合算する各資金の要件を満たし、合理的に説明し得る負担割合であることを明らかにした上で、事前に JST の確認を受ける必要があります。
- ・複数の研究者の資金を合算する場合は、移籍時の取扱いについて、研究機関事務局を交えて費用分担割合等を考慮の上、事前に当事者間で取り決めてください。
- ・既に移籍が判明している場合、複数の研究者の資金を合算して研究機器を購入することは原則として認められません。
- ※企業等に区分される機関は、合算購入は認められません。

### ■その他の合算使用の取扱い

- 一つの契約に係る支払いを CREST 研究の直接経費と他の経費で行う合算使用として認められる事例は、以下のとおりです。
- ・ CREST 研究と他の事業の用務を合わせて 1 回の出張を行う場合で、CREST 研究と他の事業との間で経費を適切に区分できる場合
- ・ 消耗品を購入する場合で、CREST 研究と他の事業との間でその使用区分を明確にした上で、その 区分に応じた経費を合算し、一括して消耗品を購入する場合
- ・ CREST 研究の直接経費と使途に制限のない資金(運営費交付金等の自己資金、寄付金等)とを合 算して CREST 研究のために使用する場合
- ※ 企業等に区分される機関は、自己資金等との合算により、固定資産の対象となる物品を取得することは認められません。

なお、研究機器の合算購入にあたっては、各要件を満たすことを書面により明らかにした上で、以下の URL に掲載している合算使用申請書をもって、事前に JST の確認を受けてください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html



# 6. 費目間流用は?

### 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます

#### ■JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の 50%(<u>直接経費総額の 50%の額が</u> 500 万円に満たない場合は 500 万円)を超えないとき

- ・研究計画の大幅な変更(重要な研究項目の追加・削除、研究推進方法の大規模な軌道修正など) を伴う場合は、<u>流用額の多寡、流用の有無にかかわらず</u>、事前に JST の確認が必要です。
- ・費目間流用制限の範囲内であっても、当初計画になく期中に計画を見直して、大学等に所属する研究代表者の人件費やバイアウト経費を計上する場合(16、17ページ参照)には、事前に JST の確認が必要です。
- ・流用の内容により、領域担当がその詳細を後日確認することがあります。
- ・費目間流用における「費目」とは、本紙 15 ページに記載された委託研究契約書上の直接経費 4 費目(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)を指します。
- ・費目間流用を行っても、研究計画書の修正は必要ありません。

#### ■JST の確認が必要な場合の流用申請の手順

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%(直接経費総額の 50%の額<u>が 500 万円に満たない場合は 500 万円)</u>を超えるときは JST 及び研究総括の事前承認が必要です。

- < 流用申請の手順(研究内容に変更がない場合) >
- ① 研究担当者が領域担当に対して、電子メール等で費目間流用の内容及び理由を連絡(※)
- ② 必要に応じて研究代表者に確認の上、JST 及び研究総括が研究実施上必要であるかどうかを判断
- ③ JST から研究代表者へ費目間流用の可否を通知

(※)JST への事前連絡では、『費目間流用申請書』をご利用ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

#### ≪ケーススタディ≫

- 【ケース①】直接経費総額 2,000 万円、費目間流用額 1,300 万円
  - →事前確認が必要[2,000 万円×50%>500 万円→原則 1,000 万円まで事前確認不要]
- 【ケース②】直接経費総額 2,000 万円、費目間流用額 600 万円
  - →事前確認不要[2,000 万円×50%>500 万円→原則 1,000 万円まで事前確認不要]
- 【ケース③】直接経費総額800万円、費目間流用額600万円
  - →事前確認が必要[800 万円×50%<500 万円→原則 500 万円まで事前確認不要]
- 【ケース④】直接経費総額 400 万円、費目間流用額 250 万円
  - →事前確認不要[400 万円×50%<500 万円→原則 500 万円まで事前確認不要]
- ※ 事前確認不要となるケース②及び④については、研究計画の大幅な変更がないことが前提となります。



# 7. 次年度への繰越は?

複数年度で委託研究契約を締結することで、簡便な手続きにより研究費を繰越すことが可能です※

<u>判明時期にかかわらず</u>、研究計画に大きな影響を及ぼすような繰越が生じる場合や研究資金の滞留が見込まれる場合は、研究代表者から領域担当へ速やかにご連絡ください。状況を勘案し、研究計画や予算の見直し等が必要となり、<u>繰越</u>ができない場合があります。

#### ■繰越の対象

当初予想し得なかったやむを得ない事由により研究計画記載事項に変更が生じたもので、かつ、研究目的の達成のために研究費を繰越して翌年度に実施する必要があるもの

- ・年度末に判明する直接経費の残額(例えば、計画時には予想できない超過勤務費、消耗品費、消費税相当額等の見込み差額などによるもの)が発生する場合についても、翌年度の研究費として有効かつ計画的に使用されることを前提に当該直接経費の残額を繰越すことが可能です。
- ・上記に当てはまらない単なる予算の余剰・滞留は繰越の対象外となります。
- ・再繰越(一度繰越した委託研究費の翌々事業年度への繰越)は認められません。

#### ■判明時期に応じた繰越手続き

#### 1. 第3四半期までに判明した繰越

要事前相談(研究代表者から領域担当にご相談ください)

繰越が認められ、かつ一旦 JST に返還していただく場合には、返還していただいた委託研究費は、当該事業年度内に研究費を必要とする他の研究課題への配分等により、資金の有効活用を図ります。

#### く大学等>

繰越が認められた場合は、以下の(1)(2)いずれかの手続きを行います。

(1)未契約繰越(\* a)の場合:

原則として、変更契約を締結した上で一旦 JST に返還。繰越が認められる場合は、予算を翌事業 年度に振替

(2) 契約済繰越(\*b)の場合:

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究費を研究機関に存置したまま繰越可能

#### (\*a)未契約繰越:

物品等調達の「契約締結」及び「納品・検収」のいずれも翌事業年度となるもの

(\*b)契約済繰越:

物品等調達の「契約締結」は当事業年度内に完了するが、「納品・検収」は翌事業年度となるもの

#### く企業等>

10万円を超える直接経費を翌事業年度に執行する必要がある場合は、研究代表者から領域担当へご相談ください。翌事業年度での執行が認められる場合は、変更契約を締結した上で、一旦、JSTへ委託研究費を返還し、翌事業年度の委託研究費(予算)に振り替えることで対応します。



# 7. 次年度への繰越は?

#### 2. 第4四半期に判明した繰越

#### く大学等>

原則として、変更契約による返還を行うことなく、委託研究費を研究機関に存置したまま繰越可能

- ※ 第 4 四半期に判明した繰越については、原則として、事前に理由等の報告を求めませんが、研究機関にて適切に判断の上、対応してください。
- ※ 判明時期にかかわらず、研究計画に大きな影響を及ぼすような繰越が生じる場合や研究資金の滞留が見込まれる場合は、研究代表者から領域担当へ速やかにご連絡ください。
- ※ 移籍等で翌年度に所属機関が変わる場合、単年度で委託研究契約を締結している場合は、委託研究費を研究機関に存置したまま繰越できません。一旦 JST に返還していただきますので、移籍等がわかり次第、領域担当へ速やかにご連絡ください。

第1四半期	第1四半期 第2四半期 第3四半期		第4四半期	翌事業年度
(1)未契約繰越:原則、翌事業年度へ予算を振替 ( <b>要事前相談</b> / 変更契約締結 )			(3)原則、研	究機関で繰越
(2)契約済繰越:原則、研究機関で繰越 ( <b>要事前相談</b> / 変更契約 <b>不要</b> )		( 変更勢	契約 <u>不要</u> )	

#### <企業等>

翌事業年度に CREST 研究の実施のために直接的に必要な経費として有効に使用できることを前提に、 10 万円を上限とする直接経費に相当する間接経費を加えた額を限度とする委託研究費を繰り越すことが可能です。

※詳細は以下の URL に掲載の事務処理説明書をご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

#### 留意事項

- ・JST が繰越の見込みも含めた執行状況の調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。 その際、繰越の内容やその判明時期によっては、変更契約を締結した上で、一旦、JST へ委託研究 費を返還し、翌事業年度の委託研究費(予算)に振替えることで対応する場合があります。これによ り当事業年度内に研究費を必要とする他の研究課題への配分等による資金の有効活用が可能と なるため、ご協力お願いします。
- ・JST に返還せず研究機関に存置したまま繰越した額について、「経理様式 1:委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)」の当事業年度分繰越額にて報告してください。繰越に係る単独の報告書は ありません。



# 8. 移籍・異動が発生したら?

# 別の研究機関に移籍する場合でも、移籍先の研究機関で CREST 研究の継続が可能です

#### ■研究代表者・主たる共同研究者が別の研究機関へ移籍する場合

- ・移籍元の研究機関との委託研究契約を解約し、移籍先の研究機関と新たに委託研究契約を締結します。移籍判明後、領域担当へ速やかにご連絡ください。
- ・移籍元から返還される委託研究費を JST から移籍先に再配分することとなりますので、速やかに JST までご連絡いただくとともに研究計画書の変更を行ってください。
  - ※ 移籍元の研究機関において前年度から繰越した委託研究費は、移籍先の研究機関で使用することはできません。
  - ※ 次年度の 4 月 1 日付で移籍がある場合、委託研究費を研究機関に存置したまま繰越すことはできません。第 3 四半期までに移籍が判明し、繰越が認められる場合は、当事業年度に返還される委託研究費を、翌事業年度に JST から移籍先へ再配分することとなりますが、第 4 四半期に判明した場合は、委託研究費の残額は返還していただき、再配分は行われません。移籍等がわかり次第、領域担当へ速やかにご連絡ください。
- ・直接経費で調達した「取得物品」は、移籍先研究機関へ引き継ぐよう委託研究契約書上で定めています。なお、機関区分(大学等または企業等)により、物品の移動手続きが異なりますので、所属機関の事務担当者にご相談の上、ご対応ください。

上記は、研究代表者自らが国内の研究機関に所属し、当該研究機関において研究を実施する体制を 取ることが前提です。

### ■研究担当者(研究代表者・主たる共同研究者)の所属部署名及び役職変更の場合 (異動)

・所定の様式(変更届)による JST への届出等が必要となりますので、領域担当にご一報いただくとともに、所属機関の事務担当者にご連絡の上、お手続きください。



# 9. 公正で誠実な研究の推進に向けて

研究活動の不正行為、研究費の不正使用及び不正受給が発見された場合には、その 内容を精査し、委託研究の中止、研究費の全部または一部の返還、事業への申請また は参加資格の制限ならびに事実の公表措置をとることがあります

・委託研究費については、所属機関のルール等に従い、説明責任が果たせるよう適正・適切な執行をお願いします。

研究計画書に記載される研究参加者は、研究倫理教育に関するプログラムの履修を 義務付けられています(一部免除措置あり)

- ・研究計画書への研究参加者としての追加記載については、研究倫理教育に関するプログラムを受講する時間的余裕を考慮し、可能な限り第 3 四半期までとしてください(特に、卒業・修了年度にあたる学生の参加についてはご留意ください)。
- ・研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しませんが、各所属機関において下記と同等と判断する倫理教育プログラム・研修であれば構いません。
  - ▶ 一般財団法人公正研究推進協会が提供する「eAPRIN」
  - ▶ 日本学術振興会が提供する「eL CoRE」
  - ▶ 日本学術振興会「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」
  - ▶ 日本医療研究開発機構「事例から学ぶ公正な研究活動—気づき、学びのためのケースブック — I
  - ▶ 日本医療研究開発機構「研究公正におけるヒヤリ・ハット集」
  - ▶ その他、所属する研究機関が上記と同等と判断する研究倫理教育プログラム・研修 (研究機関が同等と判断する場合は、JST が提供する映像教材「倫理の空白」も認められる。)
- ・所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合には、JST を通じて eAPRIN(一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が運営する e-learning 教材)を受講することが可能です。
- ・所属機関による申し込みにて履修した場合には、履修後速やかに、修了証番号または「取得済」の 文言のいずれかを研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)に登録してください(「取得済」 の文言を改めて修了証番号へ入れ替える必要はありません)。
- ・研究倫理教育に関するプログラムの履修対象者が再三の督促にも拘わらず履修がなされないなど、 対応が不十分と JST が判断した場合は、委託研究費の全部または一部の執行停止など必要な措 置を講じることがあります。

JST 研究倫理ホームページはこちら

https://www.jst.go.jp/researchintegrity/



# 10. 論文発表、口頭発表は?

## 研究成果を発表される際は、CREST により支援を受けたこと、及び グラント番号を必ず表示してください

- ※成果発表に当たっては、所属機関の規定に則り、剽窃チェック等を適切に実施ください。
- ■「謝辞」(Acknowledgement)の欄に、以下の例にならって CREST により支援を受けたこと、及びグラント番号を必ず記載してください。
- (例)英文: This work was supported by JST, CREST Grant Number JPxxxxxxxxx, Japan. 和文:本研究は、JST、CREST、JPxxxxxxxxxx の支援を受けたものである/ものです。
- ※ グラント番号は、以下のグラント番号一覧、または領域担当にお問い合わせください。 <a href="https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/grantno\_crest.pdf">https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/grantno\_crest.pdf</a>
- ※ JST の表記は『CREST, JST』、あるいは『CREST, Japan Science and Technology Agency』としてください(『JST』のみ、『CREST』のみとしないでください)。

#### ■ソフトウェアの著作権の表記

・プログラムの著作物等の発表においては、プログラム中やパッケージに必ず著作権を表示してくだ さい。

### ■発表前には特許出願についてご検討ください

- ・研究領域の特性も考慮した知的財産のオープン化・クローズ化の戦略にも留意の上、CREST 研究で得られた新規性・進歩性の高い成果については、特許を出願して社会に還元するよう努めてください。
- ・特許出願は、外部発表前に済ませてください。外部発表を行うと発明の新規性が喪失し、特許化が 困難になります。
- ・日本では、発表後 1 年以内の出願であれば、発明の新規性喪失の例外を適用できる場合がありますが(特許法第 30 条)、欧州などの諸外国では、特許化が不可能となる場合があります。
- ・知的財産権の出願や移転等に関して、委託研究契約書及び事務処理説明書に規定する JST への 事前申請や各種通知(27 ページ参照)について、漏れや遅滞なく実施されるよう、研究機関におい てルールや体制を整備するなどの適切な措置を講じてください。
- ・出願準備の支援(先行文献調査等)が可能ですので、お気軽に領域担当者までご相談ください。なお、支援は知財マネジメント推進部より行います。

# 11. 外部への発表、プレス発表等は?

研究成果は積極的に外部への発表をお願いします		
<ul><li>□ 論文発表、ロ頭発表</li><li>□ 知的財産権</li><li>□ シンポジウム、ワークショップ等</li></ul>	<ul><li>□ 研究報告書</li><li>□ プレス発表等</li><li>□ その他アウトリーチ活動</li></ul>	

# 重要な研究成果が得られた場合、研究総括の承認を経て文科省記者クラブでのプレス発表をすることができます

- 研究成果に関するプレス発表の実施基準は以下のとおりです。
  - 1. CREST の成果と認められ、研究領域の趣旨に合致するか。
  - 2. 研究成果のレベルは、国際的にトップクラスか。
  - 3. 成果及び原稿に、以下の観点が明記されており、社会に向けて発信する意義があると判断できるか。 (どちらか一方は必須)
    - (a)将来的に「経済的・社会的価値の創造」につながるストーリーや展望。
    - (b)一般の人に伝える価値(どのような点で興味関心を惹くものであるか)。
  - ※成果のフェーズがサイエンス/基礎研究であること、また成果によっては産業・生活に直接的に「役立つ」とは言いにくいものであることは問題ありません。
- ・ 最初に、研究総括が上記の基準をすべて満たしているかを判断します。研究総括の専門と異なるとき等、必要に応じて領域アドバイザーの意見を得て判断します。
- ・研究総括からは、上記の基準を踏まえてコメントをいただきます。
- · JST では、研究総括のご判断を踏まえてプレス実施を決定いたします。
- ・Web 速報版を含めプレス発表時点で公開前であることが必要です。なお、プレプリントサーバへ投稿された論文は公開されたと見なされますが、プレス発表できる場合もありますのでご領域担当に相談ください。
- ・要件を満たしている場合、原則、所属機関を主体としたJSTとの共同発表という形を取ります。所属機関でプレス発表を行わないが、研究者がプレス発表を希望する場合は、領域担当にご相談ください。
- 発表形態は、研究者のレクチャーによる発表、資料配付のみの発表のいずれかです。
- ・ 資料の作成や調整を含めて JST-文科省の手続きに 2 週間程要します。論文のアクセプトの見通しが立ち 次第、速やかにご連絡ください。

("プレス基本情報シート"に必要事項をご記入の上、領域担当にご連絡ください)

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/index.html

- ・ 所属機関単独で行う場合でも、領域担当にご連絡ください。
- ・マスコミや一般の方々に伝わりやすい内容になるようプレス発表原稿を作成してください。
- ・プレス発表に限らず、マスコミ等から CREST 研究に関する取材を個別に受ける(受けた)場合、領域担当へご一報ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/index.html

文科省記者クラブに集う報道機関は全33社! 共同通信、日経、朝日、毎日、読売、日刊工業、NHK・・・・など (ただし、どこに掲載されるかは、内容や発表方法等によります

#### ■ イベントへの JST の後援・共催には事前に手続きが必要です

- ・研究成果の公表に資するイベント開催時、後援・共催等での JST の名義使用には、事前に所定の手続きが 必要です。
- ・ 所定の様式に基づき、イベント情報を記載した依頼状を領域担当宛にお送りください(支援形態により、宛先が異なるため、まずは領域担当へ確認ください)。
- ・ JST、あるいは CREST のロゴマーク使用にあたっては、領域担当にご相談ください。



# 12. 論文オープンアクセス・データマネジメント

### CREST 研究による成果(論文)のオープンアクセス化をお願いします

CREST で得られた研究成果(論文)については、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じて、原則として公開、特に査読済論文については原則として 12 か月以内に公開していただきます。

## データマネジメントプランの作成・実施をお願いします

研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成していただき、研究計画書と併せて JST に提出していただきます。データマネジメントプランは途中で変更することも可能です。

CREST 研究はデータマネジメントプランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で遂行していただきます。

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を 2017 年 4 月に発表しました(2022 年 4 月改定)。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。詳しくは、以下の URL をご参照ください。

オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針 https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04

「オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針」の運用ガイドライン https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline\_openscience\_r4.pdf

### ■JST-NBDC サービスを通したライフサイエンス分野データ等公開について

JST の NBDC 事業推進室(旧バイオサイエンスデータベースセンター)では、ライフサイエンスデータベース統合推進事業(<a href="https://biosciencedbc.jp/">https://biosciencedbc.jp/</a>)にて、研究機関等によって作成された様々なライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。下記のデータベース等でのデータ公開にご協力をお願いいたします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概	Integbio データベー	https://integbio.jp/dbcatalog/
'	要	スカタログ	nttps://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収	生命科学データベ	https://dhambiyahiaasianaadhaia/
2	録データ	ースアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
2	塩基配列情報他、ヒト試料を用い	NBDC ヒトデータベ	letter of //letter or alle of alle in /
3	た研究成果データ全般	ース	https://humandbs.dbcls.jp/



# 13. 知的財産は?

- ・特許等の知的財産権については、委託研究契約に基づき、原則 として発明者の所属機関に帰属します
- ・知的財産権の取得・活用は、JST へ状況報告をしつつ、研究機関 にて適切に進めてください
- ※ 弁理士費用・出願費用等は、直接経費の支出対象ではありませんが、委託研究費の間接経費から支出することは可能です。
- ※ 研究機関が出願しないと判断した場合でも、JST から出願できる可能性がありますので、領域担当にご相談ください。

#### ■研究機関から JST への各種申請及び通知の義務

- ・知的財産権の移転・専用実施権の設定等には JST への事前申請が必要です。
- ・知的財産の出願・登録・移転実施・自己及び第三者の実施・放棄等は JST への通知が必要です。 ※放棄については、法的期限の 30 日前までの通知が必要です。
- ・事前申請、通知は最新の様式を用いて所定の期限までにご提出ください。
- ・研究機関から出願しない判断となった際は、JST による出願可否検討や手続準備に時間を要する ため、領域担当へ速やかにご連絡ください。

詳細は事務処理説明書を参照してください。最新の様式についても以下のURLをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

出願準備の支援(先行文献調査等)が可能ですので、お気軽に領域担当にご相談ください。なお、支援は知財マネジメント推進部より行います。



# 14. 研究進捗の報告は?

#### ■領域会議等

CREST では研究総括のマネジメントのもと、研究成果の最大化に向けて研究進捗をきめ細やかに確認します。例えば、研究総括・領域アドバイザー・研究者が一堂に会する領域会議、研究代表者の研究実施場所への訪問(サイトビジット)において研究進捗を報告していただきます。

#### ■報告書

報告書は、研究総括による進捗状況の把握や、評価の基礎資料となります。報告書作成にあたっては、 様式内や研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)の説明等を十分ご確認ください。

#### 1. 研究成果データ

発表論文数、口頭発表件数、特許出願件数などについて毎年度末及び課題中間・事後評価時に報告していただきます。なお年度途中にも、報告していただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

#### 2. 年次報告書

年度ごとの研究実施状況等を要約した公開用報告書を作成いただき、研究総括の承認後、JST ホームページ等で一般公開します。また、研究総括が求める場合、より詳細な研究実施状況等の把握に活用する非公開用報告書も作成いただきます。いずれも提出が切は翌年度 5 月末です。

#### 3. 研究実施中間報告書

研究開始後3年程度を目処に課題中間評価を行います。その基礎資料として報告書を作成いただきます。

#### 4. 研究終了報告書

課題事後評価時および研究期間終了時に研究成果をとりまとめ、今後期待される波及効果等を明らかにすることを目的として作成していただきます。本報告書の概要をまとめた公開版を作成していただき、JSTホームページ等で一般に公開します。

上記 4 種の報告書について、いずれも研究代表者がとりまとめて、研究チームとして 1 つの報告書を提出いただきます。

これまでに公開された年次報告書・研究終了報告書は以下をご参照ください。

#### 年次報告書

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/evaluation/nenpou/index.html

#### 研究終了報告書

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/evaluation/s-houkoku/index.html

#### ■JST 企画の出版物等へのご協力のお願い

アカウンタビリティ(説明責任)の観点から、JST の企画するシンポジウム、ニュース誌、年報等における研究成果の公表について、研究者に協力を依頼することがあります。



# 15. 研究の評価は?

### ~課題評価と領域評価~

# 課題評価は研究課題に対する評価(研究代表者が被評価者) 領域評価は研究領域に対する評価(研究総括が被評価者)

#### ■課題評価(事前、中間、及び事後評価)

課題事前評価(課題の選考)、課題中間評価、課題事後評価は、研究課題ごとに、研究総括が領域アドバイザーや外部評価者の協力を得て行います。

#### 課題中間評価

- ・ 研究期間が 5 年半の場合、研究開始後、3 年程度を目安として実施します。なお、5 年未満の研究についても、研究総括等の方針に基づき実施することがあります。
- ・ 研究課題ごとに研究の進捗状況や研究成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究計画の 見直し等を行い、研究課題の目的達成に向けたより効果的な研究推進に資することを目的とし ます。
- ・ 評価結果により、必要に応じて予算の増減、チーム編成の変更などを行います。場合によっては 研究の早期終了もあり得ます。

#### 課題事後評価

- ・ 研究終了年度に実施します。研究目的の達成状況、研究実施状況、研究成果、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的としています。
- ・ 展開すべき研究成果が認められた場合は、JST の他制度等への橋渡しを積極的に検討し、成果 の社会還元を加速させることに評価結果を活用します。

### ■領域評価(事前、中間、及び事後評価)

戦略目標の達成に向けた状況や研究総括の研究マネジメント状況について、JST が選任する外部の専門家が研究領域の評価を行います。

### ■課題評価・領域評価結果は、JSTホームページを通じて公開します

これまで公開された評価結果は、以下の URL をご参照ください。

https://www.ist.go.ip/kisoken/crest/evaluation/index.html



# 16. 目的に合わせた追加支援等 ~ライフイベント支援~

#### ■ダイバーシティの推進について

JSTでは、ダイバーシティ推進の取り組みの一環として、研究者のライフイベントに関する支援を行っています。CREST・さきがけ・ACT-Xに参画する研究者の研究期間中にライフイベントが発生した場合、①ライフイベントによる研究中断からの復帰支援、②ライフイベントと研究開発の両立支援(出産・子育で・介護支援制度)を実施しています。なお、原則、研究者本人が育児・介護休業期間中は出産・子育で・介護支援制度(支援金)の対象外ですので、ご注意ください。

\*以下は CREST の支援内容です。さきがけ、ACT-X の支援内容はこれとは異なります。

#### ① ライフイベントによる研究中断からの復帰支援制度

ー研究代表者・主たる共同研究者の代行

期間中の対応 研究代表者・主たる共同研究者に代わりその役割を担える者が代行し き続き研究を推進することが可能	
研究期間の延長	研究期間は延長しません
研究費の取扱い	変更しません
対象となるライフイベントと期間	出産:産前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)及び産後8週間 育児:子が3歳に達するまでの期間 介護:6ヶ月の期間内において必要と認められる期間

### ② ライフイベントと研究開発の両立支援(出産・子育て・介護支援制度)

ー男女共同参画促進費の支援

	研究代表者・主たる共同研究者	研究参加者
対象者の 要件	研究チームに参画している研究代表 者、もしくは主たる共同研究者	直接経費による <u>専従雇用者</u> 、もしくは専従 雇用が確定している CREST 研究参加者
支援金額	最大年間 100 万円(直接経費)	最大月額 30 万円×支援月数(直接経費)
使途	直接経費の使途範囲内であり、当該研究員の負担軽減に資するもの	
支援期間	本制度適用になった日から該当年度の3月末日まで	
対象となる ライフイベ ントと期間	出産・育児: 妊娠中含め、子が9歳に達するまでの期間 介護: 必要と認められれば定めはありません ※本人が育児・介護休業期間中は支援の対象外です	

※詳しい要項や申請書はこちらから(https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/index.html)

#### (参考)

研究活動における JST ダイバーシティの取り組み

https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/index.html

CREST・さきがけ・ACT-X におけるダイバーシティ推進に向けた取り組み

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/nadeshiko/index.html



# 17. 研究終了に向けて

- ·CREST の研究終了に向けて、研究内容の取りまとめ及び研究成果の報告 (書面・口頭等)にご協力をお願いします
- ·研究終了後においても、一定期間、CREST研究で生まれた成果発表に関わる費用の支援や、研究成果にかかる発明等を研究機関が権利化しない場合における JST による出願可否の検討を行います
- ·研究終了後においても、戦略的創造研究推進事業の事業評価、追跡評価、領域評価等に対応していただきます

#### ■研究終了報告書のアップデート

・課題事後評価の際に作成した報告書について、研究成果や論文等のファクトデータを3月末時点までのものにアップデートしていただきます(翌年度5月末〆切)。

#### ■CREST 研究で生まれた成果の発表

・CRESTでは、CREST研究の集大成に該当する成果発表(論文発表)に関して、研究期間終了後、 一定の要件を満たすものについて、費用支援を行っています。詳細は研究終了年度に領域担当 から案内します。

### ■プレス発表

・研究期間終了後 1 年以内に発表される、CREST 研究による成果であれば、研究実施期間中と同等の基準にてプレス発表を行うことができます。プレス発表が出来ない場合でも、CREST ホームページ等により情報公開可能な場合がありますので、領域担当へご相談ください。

### ■JST からの知的財産権の出願及び維持等に必要な手続き

- ・研究期間中に JST から出願した発明の審査請求や、拒絶理由通知への対応等について、ご協力をお願いします。特許出願した発明を権利化するため等に必要になります。なお、JST が出願した特許の維持費用等は JST が負担します。
- ・研究終了後1年以内に、CREST研究成果にかかる知的財産権を研究機関から出願しない判断となった際は、領域担当へ速やかにご連絡ください。JSTによる出願可否検討を行います。

### ■評価等への対応

・研究終了後であっても、JST の事業評価、領域評価、追跡評価に対応していただきます。各種情報提供等にご協力をお願いします。

### ■研究報告会・領域会議等への参加

・研究終了後も、JST が主催する研究報告会やシンポジウム、領域会議への参加をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

# 18. その他、研究推進上の留意点

#### ■事故発生時の報告

CREST 研究に起因して事故及び当該事故に伴う研究者等の負傷等が発生した場合は、速やかに JST に対して書面にて報告してください。

#### ■生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・ 省令・倫理指針等を遵守してください。

・ライフサイエンスの広場

https://www.mext.go.jp/a\_menu/lifescience/bioethics/index\_00007.htm

・生命倫理・安全に対する取組

https://www.mext.go.jp/a\_menu/lifescience/bioethics/mext\_02626.html

#### ■研究上必要な、相手方の同意・協力についての対応

研究計画上、相手方の同意・協力、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究または調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、適切な対応を行ってください。

#### ■安全保障貿易管理(海外への技術漏洩への対処)

最先端研究の成果等が大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、軍事転用等の懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法(外為法)をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

#### ■海外での研究活動及び生物遺伝資源へのアクセス

海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。また、生物遺伝資源その他の研究材料の移転が発生する場合は、必要となる試料提供契約(MTA: Material Transfer Agreement)の締結を行ってください。

### ■府省共通研究開発管理システム(e-Rad)から内閣府への情報提供

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府に、各種の情報が提供されます。また、これらの情報の作成のため、会計実績や成果情報(論文発表等)の入力等、各種の作業や確認等についてご協力いただきます。

### ■既存の研究施設・設備の有効活用について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)や「統合イノベーション戦略 2023」(令和 5 年 6 月 9 日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。詳しくは以下をご参照ください。

https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/6honbun.pdf

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023\_honbun.pdf

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt\_kibanken01-000021605\_2.pdf



# 18. その他、研究推進上の留意点

### 

方針について(令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定)」を踏まえ、大学・研究機関等においては、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)を自律的に確保していただくことが重要です。かかる観点から、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。また、研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際には、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくとともに、所属機関に対して必要な情報の適切な報告を行ってください。詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/kagaku/integrity/index.html

#### ■「国民との科学・技術対話」について

研究者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやすく説明する「国民との科学・ 技術対話」に積極的に取り組んでください。

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa\_honbun.pdf

#### ■researchmap への登録・更新について

researchmap (https://researchmap.jp/) は JST が運営する日本の研究者総覧データベースで、35 万人以上の研究者が登録しています。研究者のプロフィール情報及び業績情報を登録・管理でき、インターネットを通して公開が可能です。また、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなり研究活動の付帯作業が効率化されます。 JST でも、研究プロジェクト管理システム(R3:アールキューブ)との連携、事業運営における researchmap コミュニティ機能の利用などを行っています。登録・最新情報の随時更新にご協力をお願いします。

#### ■JREC-IN Portal の利用について

JREC-IN Portal (<a href="https://jrecin.jst.go.jp/">https://jrecin.jst.go.jp/</a>)は JST が運営する研究人材のためのキャリア支援ポータルサイトです。高度な知識をもつ研究人材(研究者、研究管理者、研究補助者等)を公募する際にお使いいただけます。また、JREC-IN Portal から匿名化された求職者情報を検索し、興味のある求職者(研究者)に JREC-IN Portal を通じてコンタクトできます。

JREC-IN Portal では、便利な Web 応募機能を利用できるほか、応募・面接におけるオンライン対応を公募情報に明示することで応募者の負担を軽減できます。

#### (参考)

「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」(令和 3 年 2 月 12 日付文部科学省事務連絡)

https://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/nc/mext\_00021.html



# 19. JST ファンディング等の活用について

### ~産学連携·技術移転関連事業~

#### ■JST の産学連携・技術移転関連事業

JST では、ACT-X、さきがけ、CREST など「新技術の創出」に係る事業以外に、「新技術の企業化」に係る、各種技術移転支援制度や研究成果の社会還元を促進するための競争的研究費制度等を運営しています(以下に例示)。

CREST によって得られた研究成果が、こうした制度を活用するなどして、実用化につなげられていくことを期待しています。

#### ·大学等知財基盤強化支援(権利化支援)

大学等の特許出願であって、大学等が保有することで将来的に技術移転活動及び特許利用の可能性が高いものについて、大学等保有のまま外国特許出願費用を支援します。

https://www.jst.go.jp/chizai/about.html

#### ・研究成果最適展開支援プログラム(A-STEP)

大学・公的研究機関等で生まれた研究成果を基にした実用化を目指すための幅広い研究開発フェーズを対象とした技術移転支援制度です。

https://www.ist.go.ip/a-step/

#### ・大学発新産業創出プログラム(START)

大学等発ベンチャーの起業前段階から、研究開発・事業育成のための公的資金と民間の事業化ノウハウ等を組み合わせることにより、ポテンシャルの高い技術シーズに関して、事業戦略・知財戦略を構築しつつ、市場や出口を見据えて事業化を目指します。

https://www.jst.go.jp/start/index.html

#### ・成果展開に向けたサポート

JST 成果展開シーズを Web から登録していただくと、次のようなサポートを行います。

各種知財サポート、成果展開に関するコンサルテーション(ライフサイエンス分野)、新技術説明会における発表、JST ファンド獲得支援(特に A-STEP)

詳しくは、以下の登録 URL をご覧ください。

https://form2.jst.go.jp/s/JSTsn\_seikatenkai



# 19. JST ファンディング等の活用について

## ~基礎研究事業等~

### ■JST の基礎研究事業等

■001の本版的	
ACT-X	独創的・挑戦的なアイデアを持つ若手研究者の「個の確立」を支援するネットワーク型研究
	(個人型)
	研究期間:2.5 年以内(加速フェーズ:さらに1年以内)
	研究費:総額 450~600 万円程度/課題
	申請者:大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者(博士の学位取得後8年未満)
	https://www.jst.go.jp/kisoken/act-x/
さきがけ	科学技術イノベーションの源泉を生み出すネットワーク型研究(個人型)
CENTI	研究期間:3.5 年以内
	研究費:総額 3,000 万円~4,000 万円程度/課題
	申請者:大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者
	https://www.jst.go.jp/kisoken/presto/
	*応募する場合は、その旨を研究総括及び領域担当にご一報ください。
ALCA-Next	カーボンニュートラル実現に向けたゲームチェンジングテクノロジーを創出する研究開発プ
(先端的カーボン	ログラム
ニュートラル技術	研究開発期間:スモールフェーズ 3.5 年、加速フェーズ 3 年(ステージゲート評価あり)
開発)	研究開発費:2,500 万円(上限)/年・課題(スモールフェーズ)
	7,500 万円(上限)/年・課題(加速フェーズ)
	申請者∶大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者
	https://www.jst.go.jp/alca/index.html
CRONOS	グランドチャレンジを通じて我が国の情報通信技術の強化を目指す研究開発プログラム
(情報通信科学・	研究開発期間:5.5 年以内
イノベーション基	研究開発費:総額約2億2,000万円~3億円程度/課題
盤創出)	申請者:大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者
	https://www.jst.go.jp/kisoken/cronos/
創発的研究支援	特定の課題や短期目標を設定せず、多様性と融合によって破壊的イノベーションにつなが
事業	るシーズの創出を目指す「創発的研究」を推進するプログラム
	   研究期間:7 年間(フェーズ 1:3 年間、フェーズ 2:4 年間、ステージゲート審査あり)
	研究費:原則として 総額 5,000 万円(上限)/課題 *フェーズ1の総額は2,000 万円(上限)
	/課題
	申請者:大学、企業、公的研究機関等に所属する研究者(博士号取得後 15 年以下)
	*上記は 2024 年度公募時の概要となります。2025 年度公募については募集開始後に創
	発事業 HP にてご確認ください。
	https://www.jst.go.jp/souhatsu/index.html



最新版の CREST ガイド等は以下の CREST 研究者へのマニュアルホームページでご確認ください。

https://www.jst.go.jp/kisoken/crest/manual/index.html

委託研究契約に係る書類や研究費執行にあたってのより詳細な留意点等は、 以下の「戦略的創造研究推進事業 委託研究契約に係る書類」ホームページをご参照ください。

https://www.jst.go.jp/contract/index2.html

#### 【問い合わせ先】

国立研究開発法人科学技術振興機構 戦略研究推進部

E-mail: crest[at]jst.go.jp ※[at]を @ に置換してください

TEL:03-3512-3531/FAX:03-3222-2066

